

# 兵庫県公報

平成24年12月25日 火曜日 第 2452 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

訓令	ページ
○ 職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	1
<b>告 示</b>	
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	4
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
<b>公安委員会規則</b>	
○ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	12
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	13

## 公布された法令のあらまし

- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（公安委員会規則第12号）  
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成24年兵庫県条例第42号）附則に規定する公安委員会規則で定める日は、平成25年1月13日とすることとした。

## 訓 令

### 兵庫県訓令第3号

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年12月25日

本 庁  
地 方 機 関

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**職員服務規程の一部を改正する訓令**

職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第29条」に改める。

第22条第1項中「育児休暇」を「育児部分休暇」に改める。

第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

（承認の申請又は届出のの特例）

第28条 第22条第1項の規定による承認（病気休暇に係るものを除く。）の申請又は第25条若しくは第26条の規定による届出（以下「承認の申請等」という。）は、これらの規定にかかわらず、電子情報処理組織（新行政課の管理に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と承認の申請等をする職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して承認の申請等を行う職員に係る第21条の規定の適用については、同条中「様式第7号」とあるのは、「様式第10号」とする。

様式第8号中「育児休暇」を「育児部分休暇」に改める。

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第10号（第28条関係）

(表)

年	所 属 名							職 名				
	氏 名											
1月	1 元 日	2 休 日	3 休 日	4	5 土 曜	6 日 曜	7	8	9	10		
	11	12 土 曜	13 日 曜	14 成人の日	15	16	17	18	19 土 曜	20 日 曜		
	21	22	23	24	25	26 土 曜	27 日 曜	28	29	30	31	
2月	1	2 土 曜	3 日 曜	4	5	6	7	8	9	10 土 曜		
	11 建国記念の日	12	13	14	15	16 土 曜	17 日 曜	18	19	20		
	21	22	23 土 曜	24 日 曜	25	26	27	28				
3月	1	2 土 曜	3 日 曜	4	5	6	7	8	9 土 曜	10 日 曜		
	11	12	13	14	15	16 土 曜	17 日 曜	18	19	20 春 分の日		
	21	22	23 土 曜	24 日 曜	25	26	27	28	29	30 土 曜	31 日 曜	
4月	1	2	3	4	5	6 土 曜	7 日 曜	8	9	10		
	11	12	13 土 曜	14 日 曜	15	16	17	18	19	20 土 曜		
	21 日 曜	22	23	24	25	26	27 土 曜	28 日 曜	29	30 昭和の日		
5月	1	2	3 憲 法 記念日	4 みどり の日 土 曜	5 こども の日 日 曜	6 休 日	7	8	9	10		
	11 土 曜	12 日 曜	13	14	15	16	17	18 土 曜	19 日 曜	20		
	21	22	23	24	25 土 曜	26 日 曜	27	28	29	30	31	
6月	1 土 曜	2 日 曜	3	4	5	6	7	8 土 曜	9 日 曜	10		
	11	12	13	14	15 土 曜	16 日 曜	17	18	19	20		
	21	22 土 曜	23 日 曜	24	25	26	27	28	29	30 土 曜	31 日 曜	

(裏)

7月	1	2	3	4	5	6 土 曜	7 日 曜	8	9	10	
	11	12	13 土 曜	14 日 曜	15 海の日	16	17	18	19	20 土 曜	
	21 日 曜	22	23	24	25	26	27 土 曜	28 日 曜	29	30	31
8月	1	2	3 土 曜	4 日 曜	5	6	7	8	9	10 土 曜	
	11 日 曜	12	13	14	15	16	17 土 曜	18 日 曜	19	20	
	21	22	23	24 土 曜	25 日 曜	26	27	28	29	30	31 土 曜
9月	1 日 曜	2	3	4	5	6	7 土 曜	8 日 曜	9	10	
	11	12	13	14 土 曜	15 日 曜	16 敬老の日	17	18	19	20	
	21 土 曜	22 日 曜	23 秋分の日	24	25	26	27	28 土 曜	29 日 曜	30	
10月	1	2	3	4	5 土 曜	6 日 曜	7	8	9	10	
	11	12 土 曜	13 日 曜	14 体育の日	15	16	17	18	19	20 土 曜	日 曜
	21	22	23	24	25	26 土 曜	27 日 曜	28	29	30	31
11月	1	2 土 曜	3 文化の日 日 曜	4 休 日	5	6	7	8	9	10 土 曜	日 曜
	11	12	13	14	15	16 土 曜	17 日 曜	18	19	20	
	21	22	23 勤労感謝 の日 土 曜	24 日 曜	25	26	27	28	29	30 土 曜	
12月	1 日 曜	2	3	4	5	6	7 土 曜	8 日 曜	9	10	
	11	12	13	14 土 曜	15 日 曜	16	17	18	19	20	
	21 土 曜	22 日 曜	23 天 皇 誕生日	24	25	26	27	28	29 土 曜	30 休 日	31 休 日

附 則

この訓令は、平成25年1月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第1618号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
南あわじ市湊1077番地1 杉谷 富 弘 同 市湊397番地 北 浜 紀 義	湊	湊漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成24年12月25日から平成25年1月8日まで
- (2) 縦覧場所 湊加入区 南あわじ市湊1100 湊漁業協同組合



**兵庫県告示第1619号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市森字津谷南側5の1
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1620号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市森字津谷南側5の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1621号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市畑字大谷157の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1622号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市畑字大谷157の3（次の図に示す部分に限る。）、157の5、157の31
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1623号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市畑字カマクラ180の2（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1624号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市畑字カマクラ180の2（次の図に示す部分に限る。）、180の6、180の7
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1625号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市畑字ヲク山247の2・250の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1626号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市畑字ヲク山250の5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1627号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市畑字カシカタニ17
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1628号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。



平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市関宮字長尾206（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1629号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市関宮字魚留207の2（次の図に示す部分に限る。）、207の8
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1630号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市一宮町福知字小ノ倉1539の1、1539の2、字熊ノ原1823の15、1823の30、1823の32、1823の33
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1631号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市広谷字向山1の9（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1632号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市広谷字向山1の9（次の図に示す部分に限る。）、1の11
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1633号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市波賀町戸倉字宮ノ後170の1、170の8、170の13、170の32から170の37まで、字上向山198の1、字下向山202
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1634号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間  
平成24年11月1日から平成25年3月31日まで
- 3 作業地域  
神戸市北区鈴蘭台南町4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目及び9丁目



**兵庫県告示第1635号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間  
平成25年1月7日から同年3月29日まで
- 3 作業地域  
尼崎市全域



**兵庫県告示第1636号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間  
平成24年11月26日から平成25年3月25日まで
- 3 作業地域  
豊岡市市街地域



**兵庫県告示第1637号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間  
平成24年12月4日から平成25年4月19日まで
- 3 作業地域  
加古川市の一部

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神崎郡福崎町南田原字岸ノ上 2255 番 1、2255 番 2、2257 番 1、2258 番、2259 番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市飾東町庄266番地の1  
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大 村 禎 史
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成24年8月28日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－2号（24福崎）

**公 安 委 員 会 規 則**

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年12月25日

兵庫県公安委員会  
委員長 橋 本 猛 伸

**兵庫県公安委員会規則第12号**

**警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成24年兵庫県条例第42号）附則に規定する公安委員会規則で定める日は、平成25年1月13日とする。

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第394号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年12月25日

兵庫県公安委員会

委員長 橋本 猛 伸

## 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

## (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

## (2) 実施日

## ア 新規取得講習

平成25年2月4日（月）から同月13日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の7日間

## イ 追加取得講習

平成25年2月7日（木）から同月13日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の4日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、2月13日（水）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

## 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

## 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧 1 級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧 2 級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して 1 年以上施設警備業務に従事しているもの

#### 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成25年 1 月 7 日(月)から同月18日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後 5 時30分まで)

#### 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)

#### 6 申込時の提出書類

##### (1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 前記 3 の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 前記 3 の(1)のイに該当する者については、1 級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 前記 3 の(1)のウに該当する者については、2 級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 前記 3 の(1)のエに該当する者については、旧 1 級検定に係る合格証の写し

(ホ) 前記 3 の(1)のオに該当する者については、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

##### (2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 前記 3 の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 前記 3 の(2)のイに該当する者については、1 級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 前記 3 の(2)のウに該当する者については、2 級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 前記 3 の(2)のエに該当する者については、旧 1 級検定に係る合格証の写し

(ホ) 前記 3 の(2)のオに該当する者については、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

#### 7 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

#### 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)

#### 9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

#### 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番12号 三宮ビル東館 8 階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

#### 11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166